## 【通所リハビリテーション利用料金一覧表 1割負担】

◎要介護区分1−5(要介護)

(単位 円)

95	川護区カエージ	/ (女/1支/					
	要介	護状態区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		1時間以上2時間未満	336	366	396	426	457
	基本料金	2時間以上3時間未満	350	406	464	521	578
	(1日あたり)	3時間以上4時間未満	453	531	609	708	806
		4時間以上5時間未満	519	608	695	808	920
		5時間以上6時間未満	588	703	816	950	1,083
		6時間以上7時間未満	681	814	944	1,099	1,251
		7時間以上8時間未満	728	867	1,009	1,176	1,339
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		19/⊟	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が5割以上			
	介護職員処遇改善加算		毎月	毎月の利用回数等にて変動(1月あたり/所定単位数×厚生労働大臣告示率)			
必	介護職員等特定処遇改善加算		毎月の利用回数等にて変動(1月あたり/所定単位数×厚生労働大臣告示率)				
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)		336/月	継続的にリハビリテーションの質を管理した場合			
須	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)		865/月	リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明を行い継続的にリハビリテーションの質を管理し医師に報告した場合(開始日から6か月以内)			
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)		539/月	リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明を行い継続的にリハビリテーションの質を管理し医師に報告した場合(開始日から6か月超)			
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)			リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明を行い継続的にリハビリテーションの質を管理し医師が説明をし同意を得た場合(開始日から6か月以内)			
	リハビリテーションマネジメント加算(皿)		814/月	リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明を行い継続的にリハビリテーションの質を管理し医師が説明をし同意を得た場合(開始日からGか月超)			
	リハビリテーション提供体制加算 3時間以上4時間未満		12/0	リハビリテーション専門職の配置が手厚い体制で3時間以上のリハビリテーションを提供した場合			
	リハビリテーション提供体制加算 4時間以上5時間未満		16/0	リハビリテーション専門職の配置が手厚い体制で4時間以上のリハビリテーションを提供した場合			
	リハビリテーション提供体制加算 5時間以上6時間未満		20/0	リハビリテーション専門職の配置が手厚い体制で5時間以上のリハビリテーションを提供した場合			
	リハビリテーション提供体制加算 6時間以上7時間未満		24/0	リハビリテーション専門職の配置が手厚い体制で6時間以上のリハビリテーションを提供した場合			
	リハビリテーション提供体制加算 7時間以上			リハビリテーション専門職の配置が手厚い体制で7時間以上のリハビリテーションを提供した場合			
該当者	栄養スクリーニング加算		5/0	利用開始及び利用中6か月ごとに栄養状態を確認し情報を 介護支援専門員に提供した場合			
書	若年性認知症利用者受入加算		61/⊟	65歳未満の方			
ਲੇ	重度療養管理加算		102/日	要介護状態区分3から5で療養状態により医学的管理を要する方			
選択サービス	送迎未実施		△48/片道	送迎を行わない場合			
	入浴介助		51/⊟	入浴介助を行った場合			
	生活行為向上リハビリテーション実施加算		204/月	生活行為向上のため、利用開始日の属する月から3か月以内にリハビリテーション実施計画を作成し実施した場合			
	生活行為向上リハビリテーション実施加算		1002/月	生活行為向上のため、利用開始日の属する月から3か月超~6か月以内にハビリテーション実施計画を 作成し実施した場合			
	生活行為向上リハビリテーション後の継続減 算		適宜	上記実施期間中にリハビリテーションの提供を中止し、再度通所リハビリテーションを行った場合減算対象月の翌月から6か月以内×85/100			
	短期集中個別リハビリテーション加算		112/⊟	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内で個別にリハビリテーションを行った場合			
	認知症短期集中 リハビリテーション加算(I)		244/⊟	退院(所)又は通所開始日から起算して3月以内。週2日限度。			
	認知症短期集中 リハビリテーション加算(Ⅱ)		195/⊟	退院(所)又は通所開始日から起算して3月以内。週3日限度。 リハビリテーションマネジメント加算(II)~必須			
	口腔機能向上加算		153/⊟	口腔機能向上を目的とした指導を行った場合。 3月以内の期間に月2回限度。			
	栄養	<b>養改善加算</b>	153/⊟	低栄養状態の改善等を目 3月以内の期間に月2回	的とした指導を行った場合 限度。	à.	
	l						

## ◎その他利用料(1日当たり)

食 費	500円					
おやつ代	100円(税別)					
おむつ代	実費					
教養娯楽費	実費(個人作業の材料費など)					
その他	振込手数料122円(コンビニ振り込みの場合) 引落手数料150円(ロ座引落しの場合)					

≪お支払い方法≫

毎月、1日~月末迄で締め、翌月15日頃に請求書を発行しますので、その月の末日迄にコンビニでの払込、又は、口座引落、郵便振込にてお支払いくださいますようお願い致します。

ご都合の悪い方は相談に応じます。

指定通所リハビリテーション事業所 医療法人社団良友会 介護老人保健施設 藤 崎 苑 〒702-8006 岡山市中区藤崎463 TEL(086)274-4121(代) FAX(086)274-4123